

公立大学法人大阪定款の一部変更について

公立大学法人大阪定款の一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第25条関係） [表 別紙2挿入]	別表第1（第25条関係） [表 別紙1挿入]
別表第2（第25条関係） [表 別紙4挿入]	別表第2（第25条関係） [表 別紙3挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

この定款の一部変更は、令和8年4月1日から施行する。

[別表第1 別紙1]

資産の種別	所在地	面積 (m ²)
[同左]		
同	大阪市住吉区帝塚山東二丁目 1番11	8.74
同	羽曳野市はびきの三丁目315番 1	6,292.00
同	同 315番 2	892.00
同	同 316番118	279.00
同	同 316番124	154.00
同	同 324番 2	8,042.97
同	同 324番 7	9,642.97
同	同 324番21	13,421.48
同	同 324番33	5,999.99
同	同 325番 4	988.00
同	同 805番17	5,284.00
[同左]		

[別表第1 別紙2]

資産の種別	所在地	面積 (m ²)
[略]		
同	大阪市住吉区帝塚山東二丁目 1番11	8.74
[略]		

[別表第2 別紙3]

資産の種別	所在地	財産名称	延べ床面積 (m ²)
[同左]			
同	羽曳野市はびきの 三丁目 7 番30号	看護学部棟 1	1,788.00
同	同	看護学部棟 2	2,518.00
同	同	看護学部棟 3	2,718.00
同	同	臨床検査学科棟	2,629.00
同	同	臨床栄養学科棟	2,241.00
同	同	歯科衛生学科棟	1,749.00
同	同	作業療法学科棟	1,609.00
同	同	理学療法学科棟	2,046.00
同	同	看護学科棟 1	2,278.00
同	同	看護学科棟 2	1,912.00
同	同	看護学科棟 3	2,025.00
同	同	管理・講堂棟	5,164.00
同	同	ブリッジ棟	1,280.00
同	同	体育館	1,655.00
同	同	図書厚生棟	4,504.00
同	同	自転車置場	100.00
同	同	ゴミ置場	21.00
同	同	ゴミ置場駐車場	30.34
同	同	屋外便所	17.60
同	同	スロープ階段倉庫	20.30
同	同	あずまや	82.40
[同左]			

[別表第2 別紙4]

資産の種別	所在地	財産名称	延べ床面積 (m ²)
[略]			
同	羽曳野市はびきの 三丁目 7 番30号	あずまや	82.40
[略]			

令和7年11月28日提出

大阪市長 横山英幸

説明

大阪府が公立大学法人大阪に出資する資産の範囲を改めるため、定款の一部を変更する必要があるので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(定款)

第8条 省 略

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあっては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。）の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3-4 省 略